

# 桜川市土地利用基本条例及び同施行規則（特定土地利用行為の設計承認関係規定抜粋）

桜川市土地利用基本条例	桜川市土地利用基本条例施行規則
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「特定土地利用行為」とは、相当規模の一団の土地の形質の変更で、その周辺の地域に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める行為をいう。</p> <p>3 略</p> <p>第2章－第5章 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条－第3条 略 （特定土地利用行為）</p> <p>第4条 条例第2条第2項の相当規模の一団の土地の形質の変更で、その周辺の地域に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定により茨城県知事が指定した土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）に係る一団の土地の形質の変更で、その規模が0.3ヘクタール以上であるもの</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法第7条第1項の規定により茨城県知事が指定した土砂災害警戒区域をいう。以下同じ。）に係る一団の土地の形質の変更で、その規模が0.5ヘクタール以上であるもの（前号に掲げる行為を除く。）</p> <p>(3) その他1ヘクタール以上の規模の一団の土地の形質の変更</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為については、条例第2条第2項の相当規模の一団の土地の形質の変更で、その周辺の地域に及ぼす影響が大きいものとして規則で定める行為としない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う行為</p> <p>(3) 鉱業法（昭和25年法律第289号）に定める鉱業として行う行為</p> <p>(4) 採石法（昭和25年法律第291号）に定める採石業として行う行為</p> <p>(5) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に定める砂利採取業として行う行為</p> <p>(6) 桜川市土採取事業規制条例（平成17年桜川市条例第142号）に定める土採取事業として行う行為</p> <p>(7) その他公益上必要な行為又はこれに準ずる行為として市長が別に定める行為</p> <p>第2章－第4章 略</p>

## 第6章 特定土地利用行為の適正化の手続

(設計基準)

第30条 特定土地利用行為をしようとする事業者（以下「特定事業者」という。）は、当該特定土地利用行為に係る工事に着手する前に、その設計（工事の施工に関し必要な事項を定めることをいう。以下同じ。）の案が特定土地利用行為の設計の立案に際し遵守すべき基準（以下「設計基準」という。）に適合し、かつ、適正に施工されると見込まれるものであることについて市長の承認を受けなければならない。

2 設計基準は、土地利用基本計画に即し、かつ、都市計画法第33条に定める開発許可の基準を参酌して、規則で定める。

(設計承認)

第31条 前条第1項の規定による承認（以下「設計承認」という。）を受けようとする特定事業者は、規則で定めるところにより、特定土地利用行為の設計の案を作成し、その旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、設計承認の申請を受理した場合において、特定土地利用行為の設計の案が設計基準に適合すると認めるときは、遅滞なく設計承認をしなければならない。

3 市長は、設計承認をしたときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を当該申請をした特定事業者に通知するとともに、当該特定土地利用行為の設計の内容を公表しなければならない。

4 市長は、設計承認の申請を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、設計承認をしないことができる。

(1) 当該申請をした特定事業者が当該特定土地利用行為を適正に施工するために必要な資力及び信用がないとき。

(2) 当該特定土地利用行為に係る工事の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意がないとき。

(3) その他規則で定める事由に該当するとき。

(承認の条件)

第32条 設計承認には、防災上必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該設計承認を受けた特定事業者（以下「承認事業者」という。）に不当な義務を課するものであってはならない。

(申請の取下げ)

第33条 設計承認の申請をした特定事業者は、当該申請を取り下げるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(設計の変更)

第34条 承認事業者は、設計承認を受けた設計の内容を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の工事に着手する前に、当該変更に係る部分の設計の案が設計基準に適合し、かつ、適正に施工されると見込まれるものであること

## 第5章 特定土地利用行為の適正化の手続

(設計基準)

第33条 設計基準は、次のとおりとする。

(1) 工事施工区域の内外を結ぶ道路（以下「取付道路」という。）が、次に掲げる事項を勘案して、周辺の地域における道路の機能を阻害することなく、かつ、これらの道路と接続してその機能が有効に発揮されるような構造及び規模で適切に配置されるよう設計がなされていること。

ア 特定土地利用行為の目的

イ 工事施工区域の規模、形状及びその周辺の状況

ウ 工事施工区域内に存する土地の地形及び地盤の性質

(2) 排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、工事施工区域内に生ずる下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を有効に排出するとともに、その排出によって当該工事施工区域及びその周辺の地域に溢水等の被害を生じさせないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がなされていること。

ア 前号アからウまでに掲げる事項

イ 工事施工区域及びその周辺の地域における降水量

ウ 放流先の状況

(3) 給水施設が、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、工事施工区域内において想定される水の需要に支障を及ぼさないような構造及び能力で適切に配置されるよう設計がなされていること。

(4) 地盤の沈下、崖崩れ、出水等による災害の発生を防止するため、工事施工区域内に存する土地について、地盤の改良、擁壁及び排水施設の設置その他防災上必要な措置が適切に講ぜられるよう設計がなされていること。

(5) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあつては、工事施工区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、当該工事施工区域内における植物の生育上必要な樹木の保存、表土の保全その他の措置が適切に講ぜられるよう設計がなされていること。

(6) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為の設計にあつては、工事施工区域の周辺の地域における環境を保全するため、第1号アからウまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境への負荷の低減に関し必要な緑地帯その他の緩衝帯が適切に配置されるよう設計がなされていること。

(7) 工事施工区域及びその周辺の地域において市の実施する施策があるときは、これに適合するよう設計がなされていること。

(設計承認)

第34条 設計承認の申請（条例第34条第2項において準用する条例第31条第1項の規定による申請を含む。次項第2号及び第8項において同じ）は、設計承認申請書（様式第27号）を提出して行うものとする。

について市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

2 前3条の規定は、前項の規定による承認について準用する。

3 承認事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽易な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。  
(関係住民への周知)

第35条 承認事業者は、特定土地利用行為に係る工事に着手する前に、規則で定めるところにより、説明会の開催等関係住民への周知のために必要な措置を講じなければならない。

2 第13条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する措置について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「協議申出者」とあるのは、「承認事業者」と読み替えるものとする。  
(表示義務)

第36条 承認事業者又は特定土地利用行為に係る工事の請負人(以下「工事施工者」という。)は、当該工事に着手した日から第41条第3項に規定する書面の交付を受ける日までの間、規則で定めるところにより、当該工事を施工する土地の区域(以下「工事施工区域」という。)の見易い場所に、その氏名、住所及び連絡先(法人にあってはその名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び連絡先)並びに当該工事が設計承認を受けた特定土地利用行為に係るものである旨を表示しなければならない。

2 承認事業者及び工事施工者は、前項の規定による表示の期間内において関係住民から当該工事の内容について説明を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。  
(適合義務)

第37条 承認事業者及び工事施工者は、特定土地利用行為について、設計承認を受けた設計の内容(当該設計の変更に関し第34条第1項の規定による承認を受け、又は同条第3項の規定による届出をした部分については、当該変更後の設計の内容。第41条第3項において同じ。)に適合しない工事を施工してはならない。

(防災上必要な措置)

第38条 承認事業者又は工事施工者は、特定土地利用行為に係る工事の施工に当たっては、工事施工区域及びその周辺の地域において次に掲げる事態を防止するために必要な対策を講じなければならない。当該工事を廃止し、又は中断しようとするときも、同様とする。

(1) 地盤の沈下、崖崩れ、出水等による災害を生ずること。

(2) 河川、水路等の利水又は排水に支障を及ぼすこと。

(3) 道路、通路等の交通に支障を及ぼすこと。

(中断又は廃止)

第39条 承認事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める

2 設計承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特定土地利用行為の設計の案を明らかにした図書

(2) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為に係る設計承認の申請にあつては、次に掲げる資料

ア 当該特定土地利用行為を適正に施工するために必要な資力及び信用があることを証する資料

イ 工事施工者(特定事業者が請負契約によらないで自ら特定土地利用行為に係る工事を施工しようとするときは、当該特定事業者。以下同じ。)に当該特定土地利用行為に係る工事を適正に施工するために必要な能力があることを証する資料

ウ 前号の図書を作成した者(以下「設計者」という。)が次項各号のいずれかに該当する者であることを証する資料

(3) 特定土地利用行為に係る工事の妨げとなる権利を有する者全員の3分の2以上の同意があることを証する資料

3 前項第1号の図書は、その内容が設計基準に適合することが明らかなもので、かつ、1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為に係る図書にあっては、次の各号のいずれかに該当する者が作成したものでなければならない

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者

(5) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち市長が別に定める部門に合格した者で、かつ、土地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

(6) 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の資格を有する者で、かつ、土地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

ところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 特定土地利用行為に係る工事を60日以上中断し、又はその工事を再開しようとするとき。

(2) 特定土地利用行為に係る工事を廃止しようとするとき。

(3) その他規則で定める事由に該当するとき。

(報告若しくは資料の提出又は技術的助言)

第40条 市長は、防災上の観点その他技術的観点から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、承認事業者又は工事施工者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は技術的助言をすることができる。

(完了検査)

第41条 承認事業者は、工事施工区域(工事施工区域を工区に分けたときは、その工区)の全部について特定土地利用行為に係る工事が完了したときは、遅滞なく市長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査を受けようとする承認事業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を受理したときは、遅滞なく当該工事が設計承認を受けた設計の内容に適合しているか否かを検査し、適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該申出をした承認事業者に対してその旨を証する書面を交付するものとする。

4 市長は、前項に規定する書面を交付したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく当該工事が完了した旨を公表しなければならない。

(地位の承継)

第42条 承認事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた設計承認(第34条第1項の規定による承認を受け、又は同条第3項の規定による届出をしているときは、これらの効力を含む。次項において同じ。)に基づく地位を承継する。第23条第1項後段の規定は、この場合について準用する。

2 承認事業者から工事施工区域内に存する土地の所有権その他特定土地利用行為に係る工事を施工する権原を取得した者は、規則で定めるところにより、市長の承諾を得て、当該承認事業者が有していた設計承認に基づく地位を承継することができる。

(報告又は資料の提出の要請)

第43条 市長は、第40条に定めるもののほか、この章の規定の施行のために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、特定事業者、工事施工者若しくは現場従事者(特定土地利用行為に係る工事の現場(以下単に「現場」という。)で当該工事に従事する者をいう。)又は工事施工区域内に存する土地の所有者、管理者若しくは占有者と認められる者(以下これらの者を「特定事業関係者」と総称する。)に対して報告又は資料の提出を求めることができる。特定事業関係者と思料される者に対しても、同様とする。

(7) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
4 条例第31条第3項(条例第34条第2項において準用する場合を含む。次項、第36条第5項、第40条第4項及び第43条第7項において同じ。)の規定による通知は、設計承認通知書(様式第28号)を送付して行うものとする。

5 第21条第4項及び第5項の規定は、条例第31条第3項の規定による公表について準用する。この場合において、第21条第5項ただし書中「協議申出者が事業者である場合」とあるのは、「承認事業者」と読み替えるものとする。

6 条例第31条第4項第2号(条例第34条第2項において準用する場合を含む。)の相当数の同意は、特定土地利用行為に係る工事の妨げとなる権利を有する者全員の3分の2以上の同意とする。

7 条例第31条第4項第3号(条例第34条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 工事施工者に当該特定土地利用行為に係る工事を適正に施工するために必要な能力がないとき。

(2) 設計者(1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為に係る図書を作成した者に限る。)が第3項各号のいずれにも該当する者でないとき。

8 市長は、設計承認の申請を受理した場合において、特定土地利用行為の設計の案が設計基準に適合しないと認めるとき、若しくは適合の可否を判断することができないと認めるとき、又は条例第31条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、設計承認(条例第34条第1項の規定による承認を含む。第10項において同じ。)をすることができない。この場合においては、その理由を明らかにして、遅滞なくその旨を当該申請をした特定事業者に通知しなければならない。

9 前項の通知は、様式第29号による通知書を送付して行うものとする。

10 設計承認に通常要すべき標準的な期間は、市長が別に定め、これを公表しなければならない。

11 第21条第4項の規定は、前項の公表について準用する。

(申請の取下げの方法)

第35条 条例第33条(条例第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第30号による届出書を提出して行うものとする。

(軽易な変更)

第36条 条例第34条第1項ただし書の規則で定める軽易な変更は、次のとおりとする。

(1) 工事施工区域の面積の縮小に係る設計の変更(当該変更後の特定土地利用行為の設計が設計基準に適合するものに限る。第3号において同じ。)

(2) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日に係る設計の変更

(3) その他周辺の地域に実質的な影響を及ぼすことのない設計の変更

(立入調査)

- 第44条 市長は、この章の規定の施行のために特に必要があると認めるときは、現場に立ち入って調査を行うことができる。この場合において、住居に立ち入ろうとするときは、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による調査（以下「立入調査」という。）をその職員に行わせるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該職員にその身分を証する書面を交付するものとする。
- 3 立入調査を行う職員は、当該立入調査中において関係者から前項に規定する書面の提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 立入調査を行う者は、この章の規定の施行のために特に必要な限度で、特定事業関係者又はこれと思料される者に対して情報の提供を求め、及び現場における状況の記録、撮影等の作業をすることができる。
- 5 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(是正勧告)

- 第45条 市長は、特定事業関係者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定事業関係者に対して是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- (1) 当該特定事業関係者がこの章の規定に違反して特定土地利用行為に係る工事に着手し、又は特定土地利用行為に係る工事を施工し、中断し、再開し、若しくは廃止したとき。
- (2) 当該特定事業関係者が正当な理由なく第40条又は第43条の規定による報告又は資料の提出を行わないとき。
- (3) 当該特定事業関係者の報告又は提出した資料に虚偽があり、かつ、それが悪質であるとき。
- (4) 当該特定事業関係者が正当な理由なく前条に定める立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) その他規則で定める事由に該当するとき。

(是正命令)

- 第46条 市長は、特定事業関係者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該特定事業関係者に対して是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、土地の原状回復又は工作物（動産を含む。）の移転若しくは除却を命ずるときは、相当の猶予期限を付さなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業関係者に対して予定する命令の内容その他必要な事項を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- 2 工事施工者又は設計者の変更（1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為に係る者に限る。）は、前項第3号に該当するものと解してはならない。
- 3 条例第34条第3項の規定による届出は、様式第31号による届出書を提出して行うものとする。
- 4 前項の届出書には、変更後の特定土地利用行為の設計の案を明らかにした図書（当該変更に係る部分が表示されたものに限る。）を添付しなければならない。
- 5 市長は、条例第34条第3項の規定による届出があったときは、遅滞なくその内容を条例第31条第3項の規定による公表の内容に適切に反映させなければならない。

(関係住民への周知)

- 第37条 第16条第1項から第4項まで及び同条第6項の規定は、条例第35条第1項に規定する措置について準用する。この場合において、第16条第2項第2号中「協議申出地」とあるのは「工事施工区域」と、同条第4項及び同条第6項中「協議申出者」とあるのは「承認事業者」と、同条第4項第2号中「立地行為の計画」とあるのは「特定土地利用行為の設計」と、同項第3号中「条例第12条第2項の規定による評価及び対策の立案をしたときは、その概要」とあるのは「条例第38条の規定による対策の概要」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 2 前項において準用する第16条第1項の説明会（以下この章において単に「説明会」という。）又は戸別訪問による説明（以下この章において単に「戸別訪問による説明」という。）の対象とすべき関係住民の標準的な範囲は、工事施工区域に係る区の区長及び工事施工区域に接する土地の所有者（所有者の所在が明らかでないときは、管理者又は占有者）のほか、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。
- (1) 特定土地利用行為の規模が0.3ヘクタール以上かつ0.6ヘクタール未満である場合 工事施工区域から50メートルの範囲内の居住者
- (2) 特定土地利用行為の規模が0.6ヘクタール以上かつ1ヘクタール未満である場合 工事施工区域から100メートルの範囲内の居住者
- (3) 特定土地利用行為の規模が1ヘクタール以上である場合 工事施工区域から150メートルの範囲内の居住者
- (4) 工事施工区域が土砂災害警戒区域等に係る場合 当該土砂災害警戒区域等及びこれに連なる土砂災害警戒区域等の区域内の居住者
- (5) その他市長が特に必要と認める者が存する場合 当該者
- 3 前項の規定は、承認事業者が説明会又は戸別訪問による説明の対象とすべき関係住民の範囲を拡大することを妨げない。
- 4 条例第35条第2項において準用する条例第13条第2項の規定による届出は、様式第32号による届出書を提出して行うものとする。
- 5 前項の届出書には、説明会又は戸別訪問による説明の際に使用を予定する資

料を添付しなければならない。

6 条例第35条第2項において準用する条例第13条第4項に規定する書面は、様式第33号による報告書とし、その関係資料は、説明会又は戸別訪問による説明の際に使用した資料とする。

7 承認事業者は、説明会の開催又は戸別訪問による説明の実施後に条例第34条第1項の規定による承認を受けたときは、説明会又は戸別訪問による説明に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(表示の方法)

第38条 条例第36条第1項の規定による表示は、様式第34号による証票を公道からの出入口等関係住民が見易い場所に掲示して行うものとする。

(防災上必要な措置)

第39条 承認事業者又は工事施工者は、自らの責任と負担によって条例第38条の規定による対策を講じなければならない。

(中断又は廃止)

第40条 条例第39条の規定による届出は、様式第35号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第38条の規定による対策を適切に実施したことを証する資料を添付しなければならない。

3 条例第39条第3号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 事故等の発生に起因して不測の期間特定土地利用行為に係る工事を中断せざるを得なくなったとき。

(2) 前号の工事を再開しようとするとき。

4 市長は、条例第39条の規定による届出(工事の廃止に係るものに限る。)があった場合において、条例第38条の規定による対策が適切に実施されていると認めるときは、遅滞なく条例第31条第3項の規定による公表(廃止された工事の内容に係る部分に限る。)を停止しなければならない。

(技術的助言の方法)

第41条 条例第40条の規定による技術的助言は、様式第36号による書面を交付して行うものとする。第18条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(完了検査)

第42条 条例第41条第2項の規定による申出は、様式第37号による受検申出書を提出して行うものとする。

2 前項の受検申出書には、特定土地利用行為に係る工事が適正に完了したことを証する資料を添付しなければならない。

3 条例第41条第3項に規定する書面は、様式第38号による検査済証とする。

4 第21条第4項及び第5項の規定は、条例第41条第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第21条第5項ただし書中「協議申出

者が事業者である場合」とあるのは、「承認事業者」と読み替えるものとする。

(地位の承継)

第43条 条例第42条第1項後段において準用する条例第23条第1項後段の規定による届出は、様式第39号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、承認事業者の一般承継人であることを証する資料を添付しなければならない。

3 条例第42条第2項の規定による承諾（以下この章において単に「承諾」という。）を得ようとする者は、その旨を市長に願出しなければならない。

4 前項の願出は、様式第40号による願出書を提出して行うものとする。この場合において、当該願出書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 承認事業者から工事施工区域内に存する土地の所有権その他特定土地利用行為に係る工事を施工する権原を取得したことを証する資料

(2) 1ヘクタール以上の規模の特定土地利用行為に係る願出にあつては、当該特定土地利用行為を適正に施工するために必要な資力及び信用があることを証する資料

5 市長は、前項の願出書の提出があつたときは、当該願出をした者が設計承認（条例第34条第1項の規定による承認をし、又は同条第3項の規定による届出があつたときは、これらの効力を含む。次項において同じ。）に基づく地位を承継するに相応しくないと認めるに足りる相当の理由がない限り、その承諾をしなければならない。

6 市長は、承諾をしたときは、当該設計承認に基づく地位を承継した者に対して様式第41号による承諾書を交付するものとする。

7 市長は、条例第42条に定める地位の承継が成立したことを確知したときは、遅滞なくその内容を条例第31条第3項の規定による公表の内容に適切に反映させなければならない。

(報告又は資料の提出の要請の方法)

第44条 条例第43条の規定による報告又は資料の提出の求めは、様式第42号による要請書を交付して行うものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

(立入調査)

第45条 条例第44条第2項に規定する書面は、様式第43号による身分証明書とする。

2 条例第44条に定める立入調査をした市の職員は、速やかにその結果の要旨を市長に報告しなければならない。

(是正勧告)

第46条 条例第45条の規定による勧告（以下この章において「是正勧告」という。）は、様式第44号による是正勧告書を交付して行うものとする。

2 第32条第2項の規定は、条例第45条第5号の規則で定める事由について



準用する。

(是正命令)

第47条 条例第46条第1項の規定による命令(以下この章において「是正命令」という。)は、様式第45号による是正命令書を交付して行うものとする。

2 条例第46条第1項後段に規定する猶予期限は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める範囲内で付するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(1) 是正命令に係る土地の規模が1ヘクタール未満である場合 是正命令の日から60日を超えない範囲

(2) 是正命令に係る土地の規模が1ヘクタール以上かつ5ヘクタール未満である場合 是正命令の日から30日を超え、かつ、6月を超えない範囲

(3) 是正命令に係る土地の規模が5ヘクタール以上かつ10ヘクタール未満である場合 是正命令の日から3月を超え、かつ、1年を超えない範囲

(4) 是正命令に係る土地の規模が10ヘクタール以上である場合 是正命令の日から6月を超え、かつ、3年を超えない範囲

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく是正命令を行うために必要な手続に着手するものとする。

(1) 是正勧告の日から3日を経過してもなお特定土地利用行為に係る工事(条例第6章の規定に違反している部分に限る。第65条第2項第1号において同じ。)が中断されないとき。

(2) 是正勧告の日から14日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

4 条例第46条第2項本文の規定による通知は、様式第46号による事前通告書を送付して行うものとする。

5 前項の事前通告書を受けた者(以下「被命令予定者」という。)は、弁明があるときは、当該事前通告書に記載された提出期限までに様式第47号による弁明書(以下この章において単に「弁明書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができる。

6 市長は、弁明書の提出があった場合において、その内容に正当な理由があると認めるときは、是正命令を中止するとともに、速やかにその旨を被命令予定者に通知しなければならない。

7 前項の通知は、様式第48号による通知書を送付して行うものとする。

8 市長は、弁明書の提出がなかったとき、又は弁明書の提出があった場合においてその内容に正当な理由があると認められなかったときは、速やかに是正命令を行うものとする。



## 第9章 補則

(情報の提供又は助言その他の指導)

第66条 市長は、この条例の他の規定によるもののほか、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係者又はこれと思料される者に対して情報の提供を求め、又は助言その他の指導をすることができる。

(情報の収集)

第67条 市長は、この条例の施行のために必要な限度で、市の機関が保有する情報(個人を識別し、又は識別し得る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報を除く。))を含む。次項において同じ。)を利用することができる。

2 市長は、この条例の施行のために特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、関係行政機関に対してその保有する情報の供与を求めることができる。

(情報の公表)

第68条 市長は、規則で定めるところにより、この条例の規定に基づく命令又は勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、当該命令又は勧告に従わなかった事実その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該者に対してその原因となる事実その他必要な事項を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受理)

第69条 市長は、この条例の規定による申出又は申請があったときは、遅滞なくその内容が規則で定める形式的条件を具備しているか否かを審査し、具備していると認めるときは直ちにこれを受理しなければならない。具備していないと認めるときはこれを受理することができない。

(届出の効力)

第70条 この条例の規定による届出(この条例又はこれに基づく規則その他の規程(立地調整指針を含む。))に従って行う書面その他の資料の提出(受理を要しないものに限る。)を含む。)は、その内容が規則で定める形式的条件を具備しているとき、その効力を生ずる。

(書面の交付)

第71条 市長は、この条例の規定に基づく処分又は指示若しくは勧告を行うときは、書面でこれを行わなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例に定める手続を執るときは、書面でこれを行うよう努めなければならない。

(都市計画審議会の助言)

第72条 市長は、第4章から前章までの規定の施行に関し疑義が生じたとき

## 第8章 補則

(土地利用調整委員会)

第63条 条例及びこの規則その他の規程(立地調整指針を含む。第66条第1項第1号、第3号及び第4号並びに第67条第1項第2号において同じ。)の運用に関し必要な技術的事項について検討するとともに、その連絡調整を図るために、市の職員(土地利用に関する事務を所掌する機関に属する者に限る。)で構成する合議制の機関(以下「土地利用調整委員会」という。)を置く。

2 土地利用調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(情報の収集)

第64条 条例第67条第2項の規定による情報の供与の求めは、様式第67号による要請書を交付して行うものとする。ただし、相手方に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(情報の公表)

第65条 条例第68条第1項の規定による公表(以下単に「公表」という。)は、次に掲げる事項について、市公式ウェブサイトとその情報を掲載し、又は主管課若しくは室においてその情報を掲載した図書を縦覧に供して行うものとする。

(1) 条例の規定に基づく命令又は勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例の規定に基づく命令又は勧告に従わなかった事実並びに当該命令又は勧告の内容、その根拠となる条項及びその原因となる事実

(3) その他市長が特に必要と認める事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく公表を行うために必要な手続に着手するものとする。

(1) 条例第46条第1項の規定による命令の日から3日を経過してもなお特定土地利用行為に係る工事が中断されないとき。

(2) 条例第46条第1項の規定による命令の日から14日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

(3) 条例第26条又は条例第29条の規定による勧告の日から30日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

3 条例第68条第2項の規定による通知は、様式第68号による事前通告書を送付して行うものとする。

4 前項の事前通告書を受けた者(以下「被公表予定者」という。)は、弁明があるときは、当該事前通告書に記載された提出期限までに様式第69号による弁明書(以下この章において単に「弁明書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができる。

は、都市計画審議会に助言を求めることができる。

(委任)

第73条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

5 市長は、弁明書の提出があった場合において、その内容に正当な理由があると認めるときは、公表を中止するとともに、速やかにその旨を被公表予定者に通知しなければならない。

6 前項の通知は、様式第70号による通知書を送付して行うものとする。

7 市長は、弁明書の提出がなかったとき、又は弁明書の提出があった場合においてその内容に正当な理由があると認められなかったときは、速やかに公表を行うものとする。

8 市長は、条例の規定に基づく命令又は勧告の原因となる事実が消滅したと認めるときは、速やかに公表（当該命令又は勧告に係る部分に限る。）を停止しなければならない。

(受理)

第66条 条例第69条の規則で定める形式的条件は、次のとおりとする。

(1) この規則その他の規程で定める様式において記載すべきものとして定められた項目が形式上遺漏なく記載され、かつ、本人の署名又は記名押印がなされていること。

(2) 前号の記載事項（本人の署名又は記名押印を含む。）について明らかな錯誤がないこと。

(3) この規則その他の規程において添付しなければならないものとして定められた書類が形式上遺漏なく添付され、かつ、その表示事項について明らかな錯誤がないこと。

(4) 書類の提出先が主管課又は室であり、かつ、その提出時期が次の基準に適合する期間内であること。

ア 平日（桜川市の休日をも定める条例（平成17年桜川市条例第2号）第1条各号に掲げる日以外の日をいう。）であること。

イ 午前8時30分から午後5時15分までの時間帯であること。

ウ その他書類を提出することができる期間としてこの規則その他の規程において定められた特定の期間があるときは、当該期間内であること。

(5) 次のいずれかに該当することが明らかなものでないこと。

ア 立地調整協議の申出にあつては、当該申出に係る立地行為の計画の案が立地調整指針の適用を受けるものでないこと。

イ 計画認可の申請にあつては、申請団体が資格要件に該当するものでないこと。

ウ その他権能を有する者による申出又は申請でないこと。

2 市長は、条例の規定による申出又は申請を受理することができないと認めるときは、その理由を明らかにして、速やかにその旨を当該申出又は申請をした者に通知しなければならない。

3 前項の通知は、様式第71号による通知書を送付して行うものとする。

4 条例の規定による申出又は申請に係る書類の到達からその受理又は前項の通知書の発送までに通常要すべき標準的な期間（当該書類の補正等に要した期間

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章から第9章まで（第72条及び第73条を除く。）の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6章の規定は、同章の規定の施行の際現に工事に着手していたと認められる特定土地利用行為に対しては適用しない。

を除く。)は、1日とする。

5 前3項の規定は、書類の補正等軽微な行為について口頭で求めることを妨げない。

(届出の効力)

第67条 条例第70条の規則で定める形式的条件は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件

(2) 権能を有する者による届出（条例又はこの規則その他の規程に従って行う書面その他の資料の提出（受理を要しないものに限る。）を含む。第69条第2項において同じ。）でないことが明らかなものでないこと。

(願出書の提出の取扱い)

第68条 前条の規定は、第26条第4項又は第43条第4項の願出書の提出に対しても適用する。

(書面の交付)

第69条 条例の規定による申出又は申請をした者は、市長にその受理を証する書面の交付を求めることができる。

2 条例の規定による届出をした者は、市長に当該届出を適正に行った旨を証する書面の交付を求めることができる。

3 条例の規定による助言その他の指導（報告、資料の提出又は情報の提供の求めを含む。以下単に「指導」という。）を受けた者は、当該指導が口頭でなされたときは、市長にその旨を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(1) その場で完了する行為を求めるもの

(2) 既に書面で通知している事項と同一の内容を求めるもの

(3) 書面の交付につき行政上特別の支障があるもの

(委任)

第70条 条例及びこの規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の運用に関し必要な技術的細目（立地調整協議を行うについて必要なものを除き、設計基準を適用するについて必要なものを含む。）は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4章から第8章まで（第70条を除く。）の規定は、平成31年4月1日から施行する。